

## 中国における第一国出願制度



北京銀龍知識産権代理有限公司

杜 嘉璐  
弁理士  
法律部 副部長

北京銀龍知識産権代理有限公司は1998年に専利局の後押しをうけて設立された代理機構である。筆者の杜副部長は、中国で大学卒業後、2007年に来日し、2009年に日本の特許事務所に入社し、日本国内出願、中間処理等の作業を経験した。2011年に中国に帰国し、北京銀龍に入社し、現在、特許関連の無効審判および侵害訴訟を担当している。

中国を第一国として出願をする場合について、中国専利法第19条、第20条、中国専利法実施細則第8条では、次のように規定されている。

### 中国専利法第19条第1款、第2款

「中国に常駐住所又は営業場所を持たない外国人、外国企業又はその他外国組織が中国で専利を出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合、法に基づき設立された専利代理機関に委託して処理しなければならない。

中国の部門又は個人が国内で専利を出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合、法に基づき設立された専利代理機関に委託し処理することができる。」

### 中国専利法第20条第1款、第2款

「いかなる部門又は個人が国内で完成した発明又は実用新案について、外国で専利を出願する場合、まず国務院専利行政部門に秘密保持審査を受けなければならない。

本条第一款の規定に違反して外国で専利を出願した発明又は実用新案について、中国で専利を出願した場合は専利権を付与しない。」

### 中国専利法実施細則第8条第1款

「専利法第二十条に言う中国において完成された発明又は実用新案とは、技術方案の実質的な内容が中国国内で完成された発明または実用新案を言う。」

上記条文の内容により、留意すべきは、外国人、外国企業またはその他外国組織が中国に常駐住所または営業場所を持っているかどうか、発明または実用新案の完成国などである。

## 詳細

### 1. 第一国出願の関連規定

1.1 中国専利法第 19 条第 1 款 外国出願人の中国における常駐住所または営業場所に対する制限

(1) 外国出願人が中国に常駐住所または営業場所を持たない場合、中国で専利を出願する場合、およびその他の専利事務を行う場合、法に基づき設立された専利代理機関に委託して処理しなければならない。

(2) 外国出願人が中国に常駐住所または営業場所を持っている場合、中国で専利を出願する場合、およびその他の専利事務を行う場合、法に基づき設立された専利代理機関に委託し処理することができる。ただし、法に基づき設立された専利代理機関に委託しないで、自らが中国で専利を出願する場合、およびその他の専利事務を行う場合、中国に常駐住所または営業場所を持っていることを証明可能な資料を専利局に提出しなければならない。

1.2 中国専利法第 19 条第 2 款 中国出願人の委託に対して制限なし

1.3 中国専利法第 20 条 中国で完成した発明または実用新案に対する制限

(1) どのような部門または個人が国内で完成した発明または実用新案であっても、外国で専利を出願する場合、まず国務院専利行政部門に秘密保持審査を受けなければならない。外国出願を考慮している場合、通常、中国で出願を提出すると同時に、秘密保持審査請求も提出する。

(2) 中国国内で完成した発明または実用新案について、秘密保持審査請求を提出せずに外国で専利を出願した場合、中国で専利を出願しても専利権が付与されず、付与されたとしても無効理由を有することになる。

(3) 中国国内で完成した意匠について、外国に出願する場合、秘密保持審査請求は不要である。

#### 1.4 中国専利法実施細則第8条第1款 中国において完成された発明または実用新案に関する定義

### 2. 秘密保持審査請求

#### 2.1 秘密保持審査請求の対象

中国専利法第20条の規定により、中国で完成した発明または実用新案について、外国で専利を出願する場合、まず秘密保持審査を受けなければならない。

#### 2.2 秘密保持審査請求の方法

中国専利法実施細則第8条の規定では、下記に掲げる方法の何れか一つによって国務院専利行政部門に秘密保持審査を請求しなければならない。

(1) 直接に外国に専利を出願するあるいは関連する外国機構に専利の国際出願を提出する場合、事前に国務院専利行政部門へ請求を申し立て、かつその技術方案について詳しく説明しなければならない。

(2) 国務院専利行政部門に専利を出願した後、外国に専利を出願する場合、あるいは関連する外国機構に専利の国際出願を提出する場合、外国に専利を出願するあるいは関連する外国機構に専利の国際出願を提出する前に国務院専利行政部門に請求を申し立てなければならない。

国務院専利行政部門に専利の国際出願を提出する場合、同時に機密保持審査請求を提出したとみなされる。

### 2.3 秘密保持審査にかかる時間

中国専利法実施細則第9条の規定により、国務院専利行政部門は、本細則第8条に基づいて提出された請求を受け取った後、審査を経て当該発明または実用新案が国家の安全または重大利益に係わる可能性があり秘密保持の必要があると認めた場合、適時に出願人に秘密保持審査通知を発行しなければならない。出願人は、その請求提出日から4か月以内に秘密保持審査通知を受け取っていない場合、当該発明または実用新案を、外国に専利の出願、あるいは関連する外国機構に国際出願することができる。

国務院専利行政部門は前項の規定により秘密保持審査を行う場合、秘密保持の必要性があるかについて適時に決定を下したうえ、出願人に通知しなければならない。出願人は、その請求提出日から6か月以内に秘密保持必要の決定を受け取っていない場合、当該発明または実用新案を持って外国に専利の出願あるいは関連する外国機構に専利の国際出願を提出することができる。

### 2.4 秘密保持審査請求に必要な書類

- (1) 秘密保持審査請求書（ダウンロード：<http://sipo.gov.cn>）
- (2) 技術方案説明書（直接に外国に専利を出願するなどの場合、当該書類が必要となる）
- (3) 委任状（必要時）

### 2.5 秘密保持審査請求書類の提出方法

- (1) 窓口への提出

窓口：国家知識産権局専利局受理処窓口、国家知識産権局専利局が各地に設立した代弁処受理窓口

- (2) 郵送による提出

郵送先：北京市海淀区蓊門橋西土城路6号国家知識産権局専利局受理処

- (3) Webからの提出

サイト：<http://cponline.gov.cn>

ソース：

中国専利法

中国専利法実施細則

国家知識産権局ウェブサイト

<http://www.cnipa.gov.cn/>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)